

この書面をよくお読みください。

## 特定商取引法に基づく重要事項説明書

### 1. 事業者の氏名(法人名または個人名)、住所、電話番号、法人にあっては代表者の氏名

台湾大学進学予備校

茨城県守谷市御所ヶ丘1-4-4 電話 0800-800-1595

代表 陸震

### 2. 役務の内容

#### ・役務の種類

一般社団法人 台湾留学サポートセンターが推薦可能と判断した中学生・高校生・大学生等への中国語の学習指導

#### ・役務提供の形態又は方法

(一斉指導、個別指導、個人指導)

#### ・役務を提供する時間数などの合計

目標時間により、800時間、1000時間、1200時間、1500時間など

(1日最大6~8時間、週2日~7日)

### 3. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量

なし

### 4. 役務の対価(権利の販売価格)そのほか支払わなければならない金銭の概算額

1時間あたり1,100円(税抜価格1,000円、消費税額等100円)

### 5. [4]の金銭の支払時期、方法

受講前月の27日までに受講料のお支払いをお済ませ下さい。分割で3回目以降は自動振替可能です。(要申込)

### 6. 役務の提供期間

受講開始日より、台湾へ進学する年の8月末まで。

### 7. クーリング・オフに関する事項

①. 明細書を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。

②. 入校申込者は、当校が特定商取引法(以下「法」といいます。)第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当校が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当校が交付した法第48条第1項の書面を入校申込者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入校申込者は書面によって契約を解除することができます。

③. ①に記す契約の解除は、入校申込者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

④. ①及び②に記す契約の解除があった場合、当校が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入校契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。

⑤. ④に記す契約の解除は、入校申込者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

⑥. ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入校申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

### 8. 中途解約に関する事項

①. クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除(中途解約)することができます。但し、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。

A. 契約の解除が役務提供開始前である場合 1万1千円

B. 契約の解除が役務提供開始後である場合(aとbの合計額)

a 入学金及び提供された特定継続的役務の対価に相当する額

b 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額

2万円または1ヶ月分の授業料に相当する額のいずれか低い額

②. ①の役務の対価の単価は(月・回数)をもって計算するものとします。

③. ①に記す契約の解除があった場合、当校が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入校申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。

④. ③に記す契約の解約時に、入校申込・契約者が当校に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当校は入校申込・契約者に当該金額を返還するものとします。

⑤. 当校の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

⑥. 当校が役務を提供できないと判断した場合、返金措置により受講継続をお断りすることがあります。

### 9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

### 10. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

### 11. 特約があるときは、その内容

特約はありません。